

秋田労働局長からの要請

長時間労働削減をはじめとする 「働き方改革」に向けた取組に関する要請



去る、10月24日(月)秋田労働局の松本安彦局長が当協会を訪れ、藤原清悦会長に『長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書』を手渡した。

秋田労働局では、長時間労働の問題に関し、過重労働や賃金不払残業を行う企業への指導、休暇の取得促進など「働き方の見直し」に向け企業への働きかけを行ってきたが、当県の年間総労働時間数は全国平均より長く、年次有給休暇の平均取得率は全国平均を下廻る状況となっている。

11月からの「過重労働解消キャンペーン」を契機として、定時退社、年次有給休暇の取得、フレックスタイム制の導入等、企業の実情に応じた取組を行い、「働き方改革」実施に向けての周知と啓発に協力を要請であった。

藤原会長は、会報などを通じた情宣活動により、要請の趣旨を会員企業に対して周知を図る旨を伝えた。

平成28年10月24日

一般社団法人

秋田県経営者協会会長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた
取組に関する要請書

日頃より労働行政の推進につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、全国でも高水準の人口減少率となっている当県におきましては、労働力人口の減少への歯止めとするためにも、また、人材不足に対応するためにも。長時間労働の是正等の働き方改革を進め、すべての人々が働きやすく、活躍しやすい職場環境をつくることが重要となっています。

特に長時間労働の問題については、当労働局でも、過重労働や賃金不払残業などを行う企業への指導を行い、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけを行ってまいりましたが、当県の平成27年の年間総労働時間数は全国平均より依然長く、年次有給休暇の平均取得率も約46%と全国平均を下廻るなどの状況となっています。

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組につきましては、平成28年9月16日に、厚生労働大臣から中央の経営者団体あてに別添の要請が行われたところではありますが、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や11月の「過重労働解消キャンペーン」を契機として、各々の企業において、定時退社（ノー残業デー）や年次有給休暇の取得促進のほか、朝型勤務やフレックスタイム制の導入等、企業の実情に応じた取組を行うことが望まれるところです。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」等に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところではありますが、改めて、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対して周知啓発に向けた御取り計らいをいただきますよう、御協力をよろしくお願い申し上げます。

秋田労働局長



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

働き過ぎではありませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」



なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署